

盛岡市中心市街地活性化基本計画について

平成 20 年 6 月 2 日

商 工 観 光 部

都 市 整 備 部

1 基本計画の策定経緯について

国は、全国の地方都市において中心市街地の衰退が進行していることから、平成 18 年に都市計画法、大規模小売店舗立地法及び中心市街地活性化法の通称「まちづくり三法」を見直し、改めて中心市街地の活性化に取り組むこととした。

このことから、本市も都市計画における準工業地域での大規模集客施設の立地規制を行うとともに、中心市街地活性化法に基づく新たな中心市街地活性化基本計画の策定に取り組むこととし、計画認定機関である内閣府と事前相談や基本計画案を送付するなど協議を進めてきた結果、平成 20 年 5 月 28 日に認定申請するに至った。

認定基本計画に基づく取組に対しては、国は重点的な支援を行うこととされているものである。

2 基本計画について

基本計画では、計画区域や中心市街地の活性化を図るための目標を定め、その達成状況を的確に把握するための具体的な数値目標を設定している。

【計画期間】 認定時から平成 25 年 3 月までの概ね 5 年間

【計画区域】

盛岡駅、盛岡城跡公園、盛岡バスセンターを結ぶ範囲を中軸とし、都市福利施設が集約し、都心居住（マンション等）機能や観光機能等を有し、都心循環バスのルートが入ったエリアの 218ha とする。

【活性化の目標】

- 賑わいあふれる中心市街地
- 訪れたい中心市街地

【数値目標】

- 中心市街地の小売年間販売額
869 億 3 千 900 万円（19 年度：816 億 5 千 900 万円 6.5%増）
- 中心市街地の歩行者・自転車通行量
51,000 人（19 年度：50,260 人 1.5%増）
- 盛岡市街の観光客入込数
372 万人（19 年度：365 万人 1.9%増）

【事業】

基本計画では 64 事業を予定しており、主な事業は次のとおりである。（231事業）

- ・ 盛岡駅東西自由通路整備事業
- ・ 大通三丁目地区再開発ビル建設事業
- ・ 歴史文化施設の整備（旧県立図書館の活用）
- ・ 中ノ橋一丁目プロジェクト事業
- ・ バスセンター周辺地区再整備事業

3 検討組織

(1) 盛岡市中心市街地活性化協議会

市が策定を進めた基本計画及びその実施に関して意見を提出する組織として、平成19年1月23日に中心市街地活性化法に基づき、盛岡商工会議所及び盛岡まちづくり㈱を主体とする盛岡市中心市街地活性化協議会が盛岡商工会議所内に設置された。

なお、協議会には幹事会及び専門部会が置かれ、専門部会は5回、幹事会は3回開催された。協議会の活動経過は次のとおりである。

- ・平成19年1月23日 第1回盛岡市中心市街地活性化協議会
- ・平成19年7月13日 第2回盛岡市中心市街地活性化協議会
- ・平成20年1月11日 盛岡市中心市街地活性化協議会に基本計画案に係る意見を求めた。
- ・平成20年2月27日 第3回盛岡市中心市街地活性化協議会
- ・平成20年3月25日 盛岡市中心市街地活性化協議会から基本計画案に係る意見書が提出された。

【意見書の概要】 計画素案は中心市街地の区域を見直し、コンパクトなエリアに集中的に事業を展開し活性化を進めようとするものであり、盛岡市の強み、弱みも的確に分析された上で方針等が定まっており、期間内における中心市街地活性化の計画として、総じて妥当である。

(2) 盛岡市まちづくり三法連絡調整委員会

庁内組織として、池田副市長を長とする盛岡市まちづくり三法連絡調整委員会を平成18年5月24日に設置するとともに、下部組織として関係課長で構成する幹事会のほか、担当者で構成する計画策定部会及び土地利用部会を設置し、今までに委員会を3回、幹事会を9回、計画策定部会を3回、土地利用部会を2回開催し、基本計画の策定にあたった。

(3) 中心市街地活性化対策事務局

平成19年12月1日に、中心市街地活性化基本計画の策定や基本計画に基づく施策の推進及び総合調整等を一体的に推進する組織として、商工観光部に同部及び都市整備部で構成する中心市街地活性化対策事務局を設置し、今までに事務局会議を3回開催し基本計画の内容を協議した。

4 その他

国は、申請の受理から3ヵ月以内に認定に関する処分を行うこととなる。

盛岡市中心市街地活性化基本計画

<概要版>

触れる・感じる・楽しむ 元気なまち『もりおか』

平成20年5月
盛岡市

目 次

I. 盛岡市におけるまちづくりの考え方	1
II. 盛岡市及び中心市街地の現状分析	3
III. 旧中心市街地活性化基本計画の評価	6
IV. 中心市街地の課題	8
V. 中心市街地活性化の基本方針	9
VI. 中心市街地の位置及び区域	11
VII. 中心市街地活性化の目標	12
VIII. 中心市街地活性化のための事業	14

1. 盛岡市におけるまちづくりの考え方

1 盛岡市総合計画基本構想（平成16年12月及び平成18年3月議決）

○ 目的と目標年次

社会経済の大きな変化

- ・ 少子高齢化・人口減少社会の到来
- ・ 環境重視への価値観の変化
- ・ 経済の高度成長から低成長への転換
- ・ 国内にとどまらない地域間競争の進行
- ・ 産業構造の再構築の進展 等

盛岡市の現況

厳しい行財政環境に対応する行政経営の基盤づくりを進めている。

盛岡市総合計画基本構想

目的

- 市民と行政が一体となってみずからの責任のもとにまちづくりに取り組むにあたり、その取るべき方向を決定する。
- どのようなまちを目指しているのか、その姿を示し、実現するための行政経営の理念を明らかにする。

目標年次

平成27年

○ 目指すまちづくりの基本理念

盛岡市総合計画基本構想

多くの市民により築かれてきた財産と個性を生かしながら、将来をみずから新しい盛岡市を築く。

そのために

基本理念

- ・ 地域の個性を生かしながら新しい魅力を生み出す「継承と創造」のまちづくり
- ・ 多様な交流により賑わいがつくられる「求心力」のあるまちづくり
- ・ 市民一人ひとりが個性と能力を伸ばすことができる「人が活きる」まちづくり
- ・ 市民みずからがまちづくりの主体となる「市民起点」のまちづくり
- ・ 地域の将来に責任を持ち問題をみずから解決できる「自律」のまちづくり

○ まちづくりの基本目標

1

盛岡の個性ある歴史・文化やまちを取り巻く美しい自然を保存継承しながら、多くの人を引きつける魅力と求心力を持つ都市づくりを行うとともに地域の特性をいかした産業の振興、盛岡ブランドの確立などにより、少子高齢・人口減少社会にあっても、人々が集まり、多様な分野で活発な交流が展開されて、活力が生まれるまち盛岡を目指す。

2

市民一人ひとりの自分が住むまちを良くしようとする心がかされた住みよい生活環境を持ち、人と人が支え合える地域社会が形成され、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる、人にやさしいまち盛岡を目指す。

3

自らの責任と権利のもとで地域の課題を解決し、自分たちのまちは自分たちで創るといふ自律のまちづくりを進めるとともに、広い視野と新しい発想で世界の市民と交流できる人と文化を育む、世界に通ずる「元気なまち盛岡」を実現する。

人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡

2 盛岡市の総合計画基本構想に基づく都市形成について

○ 基本的な考え方

① 市域北部及び東西の丘陵地や森林を保全しながら、計画的な市街地形成と機能集積によるコンパクトな都市形成を図る。

② 市街地の中心となる都心部については、従来からの都心地区である中心市街地及び現在土地区画整理事業により都市機能集積を行っている盛岡駅西口地区と盛岡南地区において、それぞれの地域特性を活かした機能分担に基づき連続的に都心地区を形成することにより、北東北の交流拠点都市や県都としての機能形成を図る。

○ 総合計画における位置づけ

盛岡市総合計画施策体系

活力ある産業の振興

快適な都市機能



地域特性を活かし、活発な交流を促進し、中心市街地活性化、多様な流通業や情報・生活関連サービス業等の育成支援により、賑わいと求心力のある商業・サービス業を振興する。
また、中心市街地や盛岡南地区など適正に機能分担された魅力にあふれ人が賑わう市街地の整備促進をする。



中心市街地活性化は喫緊に取り組む最重要課題である。

○ これからのまちづくり

共通事項

- 本市の発展のために、中心市街地における活性化を進めるとともに、各地区の特性を活かした機能集積を図り、一体的なまちづくりを進める。
- 全国的な少子高齢・人口減少社会の進展において、各地区の機能充実と相互連携により、広域的な交流人口の増加を図り、居住人口を含めて回遊性を高めることにより、本市における総合的な都市活力を維持・向上させていく。

中心市街地

■現状

- ・中心市街地は、盛岡城築城以来400年を超える歴史をもつ「まちの顔」である。
- ・中心市街地は、多くの都市機能が歩いて行ける範囲に集積しており、高齢者等にとっても暮らしやすい生活環境が整っている。
- ・中心市街地には、歴史や文化に由来した観光資源や行政機能、商業施設が立地しているなど、人々の交流の場としての役割を持つエリアである。

■今後

- ・北東北の交流拠点都市であり県都でもある本市の持続的発展のために、中心市街地においては、各種の都市機能の充実とともに商店街や個店の一層の魅力向上を図り、歩いて楽しく、人と人との交流が持続できる賑わいのある中心地としての役割を担う。
- ・中心市街地は、徒歩・自転車、バスで日常生活を行うことができ、便利で住みやすく、回遊性の高いコンパクトな都市エリアとしての役割を担う。
- ・中心市街地は、豊かな歴史と文化を持つ地区として、人々の交流を促進するための機能の向上と活性化を図る地区とする。

盛岡駅西口地区

■現状

- ・盛岡駅西口地区は、東北新幹線等の交通拠点製を活かした都市交通の結節点として、盛岡駅東口地区と一体的な機能集積が図られている。

■今後

- ・盛岡駅東口地区と連担して、盛岡の玄関口としての拠点機能をさらに充実していく。

盛岡南地区

■現状

- ・盛岡南地区は、広域交通拠点性と広い土地空間を活かし、住宅生活ゾーン、産業流通ゾーン、商業業務ゾーンが計画的に整備されている地区。

■今後

- ・産学官連携による産業創出と企業誘致施策の推進により、産業流通ゾーンへ新たな研究開発型企業を誘致し、雇用やビジネスチャンスの創出を図る。
- ・自動車交通対応型で開放的な地区として、新しい生活環境を提供する住宅地を確保する。

II. 盛岡市及び中心市街地の現状分析

○ 人口関連データ

- 中心市街地の人口は増加傾向。
- 中心市街地の世帯数は増加傾向にあるが、世帯員数は減少している。
- 中心市街地の老年人口(65歳以上)が増加、年少人口(15歳未満)は減少傾向にあり、少子高齢化が進展している。

人口

平成2年/ 12,723人 ⇒ 平成17年/ 13,144人 (3.3%増)

世帯

世帯数: 平成2年/ 5,750世帯 ⇒ 平成17年/ 7,230世帯 (25.7%増)

世帯員数: 平成2年/ 2.2人 ⇒ 平成17年/ 1.8人 (0.4人減)

年齢別人口

65歳以上: 平成2年/ 1,637人 ⇒ 平成17年/ 2,215人 (35.3%増)

○ 産業関連データ

- 中心市街地の小売店舗数は減少傾向にある。
- 中心市街地の従業者数はほぼ横ばいだが、本市全域に占める割合は低下している。
- 中心市街地の小売年間販売額は減少している。
- 中心市街地の売場面積は減少傾向にある。
- 中心市街地の空き店舗数は増加している。
- 中心市街地の事業所数は減少傾向にある。
- 中心市街地における従業者数は減少している。
- 中心市街地における大型店舗数は増加している。
- その他の地区における大型店舗数は大幅に増加している。
- その他の地区における平均床面積は大幅に増加している。

中心市街地の小売店舗数

平成9年/ 875店 ⇒ 平成16年/ 765店 (12.6%減)

中心市街地の従業者数

平成9年/ 5,163人 ⇒ 平成16年/ 5,193人 (0.6%増)

中心市街地の小売年間販売額

平成9年/ 1,151億5,000万円 ⇒ 平成16年/ 865億4,400万円 (24.8%減)

中心市街地の売場面積

平成9年/ 116,321㎡ ⇒ 平成16年/ 113,844㎡ (2.1%減)

中心市街地の空き店舗数

平成15年/ 38ヶ所 ⇒ 平成18年/ 58ヶ所 (52.6%増)

中心市街地の事業所数

平成3年/ 4,930事業所 ⇒ 平成18年/ 4,096事業所 (16.9%減)

中心市街地の従業者数

平成3年/ 46,397人 ⇒ 平成18年/ 44,134人 (4.9%減)

中心市街地の大規模小売店舗

平成12年/ 9店舗 ⇒ 平成19年12月/ 11店舗 (2店舗増)

その他の地区の大規模小売店舗

平成12年/ 33店舗 ⇒ 平成19年12月/ 59店舗 (26店舗増 78.8%増)

その他の地区の大規模小売店舗の平均床面積

平均床面積(~H11)/ 3,041㎡ ⇒ (H12~)/ 6,181㎡ (3,140㎡増)

○ 交通関連データ

- 中心市街地の歩行者・自転車通行量は減少傾向にある。
- 中心市街地内の都心循環バスの利用者数は増加している。
- 中心市街地内主要バス停の降車客数に大幅な変動は無い。
- 盛岡市全域の一般乗合バスの利用者数はほぼ横ばい。
- JR盛岡駅の乗降客数は減少している。

中心市街地の歩行者・自転車通行量

日曜:平成15年/ 82,898人 ⇒ 平成19年/ 54,660人 (28,238人減 34.1%減)

平日:平成15年/ 82,735人 ⇒ 平成19年/ 52,346人 (30,389人減 36.7%減)

中心市街地内の都心循環バス利用者数

平成14年度/ 933千人 ⇒ 平成18年度/ 1,250千人 (34.0%増)

中心市街地内の主要バス停の降車客数

平成17年度/ 267,925人 ⇒ 平成18年度/ 266,422人 (0.6%減)

盛岡市全域の一般乗合バスの利用者数

平成13年度/ 13,358千人 ⇒ 平成17年度/ 13,493千人 (1.0%増)

JR盛岡駅の乗降客数

平成15年度/ 8,620千人 ⇒ 平成17年度/ 8,443千人 (2.1%減)

○ 観光関連データ

- 中心市街地の観光施設入込数は減少傾向に歯止めがかかっている。
- 中心市街地内のホテルは増加傾向にある。
- 盛岡市街の観光客入込数は増加している。
- 盛岡市街の宿泊客数は減少傾向にある。

中心市街地の観光施設入込数

平成16年/ 118,234人 ⇒ 平成18年/ 105,147人 (13,087人減 11.1%減)

盛岡市街の観光客入込数

平成12年/ 298万人 ⇒ 平成18年/ 347万人 (49万人増 16.4%増)

盛岡市街の宿泊客数

平成12年/ 539,938人 ⇒ 平成18年/ 494,545人 (45,393人減 8.4%減)

○ 都市機能関連データ

- 中心市街地には公共公益施設が集中している。
- 中心市街地には大学病院や高度救命救急センター、保健所が立地している。
- 中心市街地に歴史文化を学習する施設が求められる。
- 中心市街地及びその近郊に、市内の分譲マンションの大部分が集中している。
- 中心市街地の地価は下落傾向にあり、これは全市的な傾向でもある。
- 中心市街地の道路は一方通行や狭い道路が多い。
- 中心市街地の公園整備と下水道整備は進んでいる。
- 中心市街地の道路への融雪装置敷設は完了していない。
- 中心市街地は用途別地域で「商業地域」が大半を占める。

○ 地域住民のニーズ等の把握・分析

消費購買動向調査

- 市内居住者は強い地元購買志向を有する。
- 前潟地区・盛南地区にできた郊外型の大規模小売店舗は、買回り品の購買志向に大きな影響を与えている。
- 中心市街地の商圈ウエイトは低下している。
- 買い物をする店舗の立地における商店街・市街地の地位が低下している。

中心市街地についての市政モニター調査

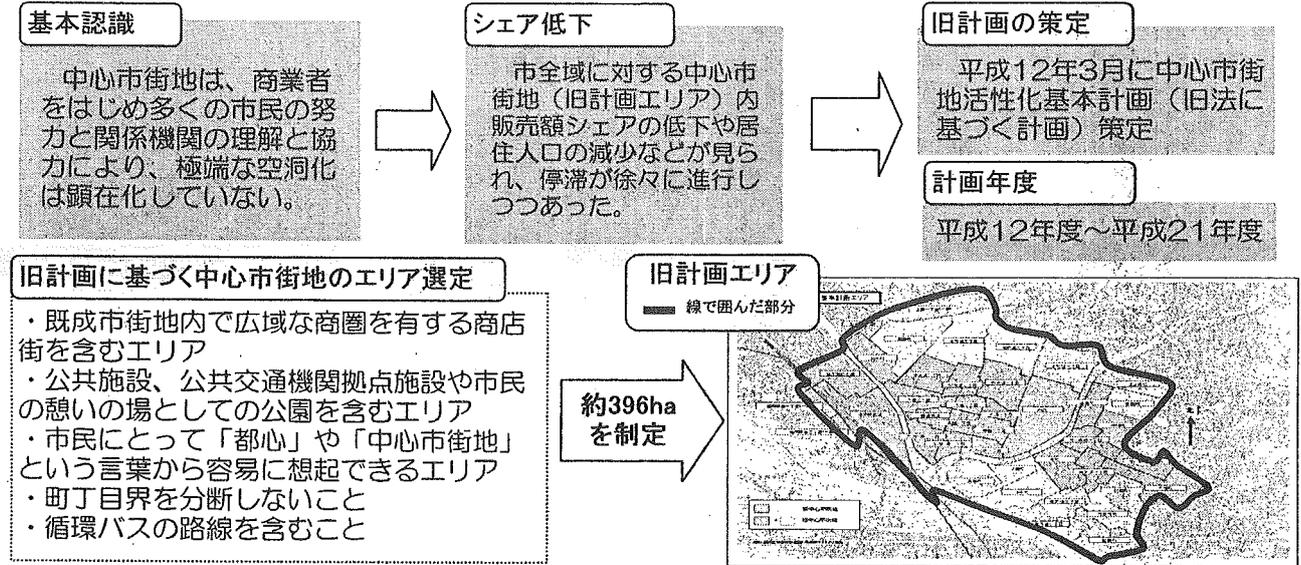
- 現在の中心市街地の魅力を感じていると答えた市民は、17%に留まる。
- 魅力を感じていないと回答したのは20・30・40代が多い。
- 市民は、本市を象徴する自然や都市機能が集積した地区であるが、魅力ある店舗が少ないといったイメージがある。
- 楽しく歩けて、治安が良く、幅広く用を足せるまちであるべきと捉えている。
- 魅力ある店舗づくり、駐車場整備、公共交通機関の利便性向上等による訪れやすい中心市街地についての要望が多い。
- 駐車場整備・休憩場所設置・空き店舗解消などについての要望が多い。

盛岡市中心市街地におけるマンション居住に関するアンケート

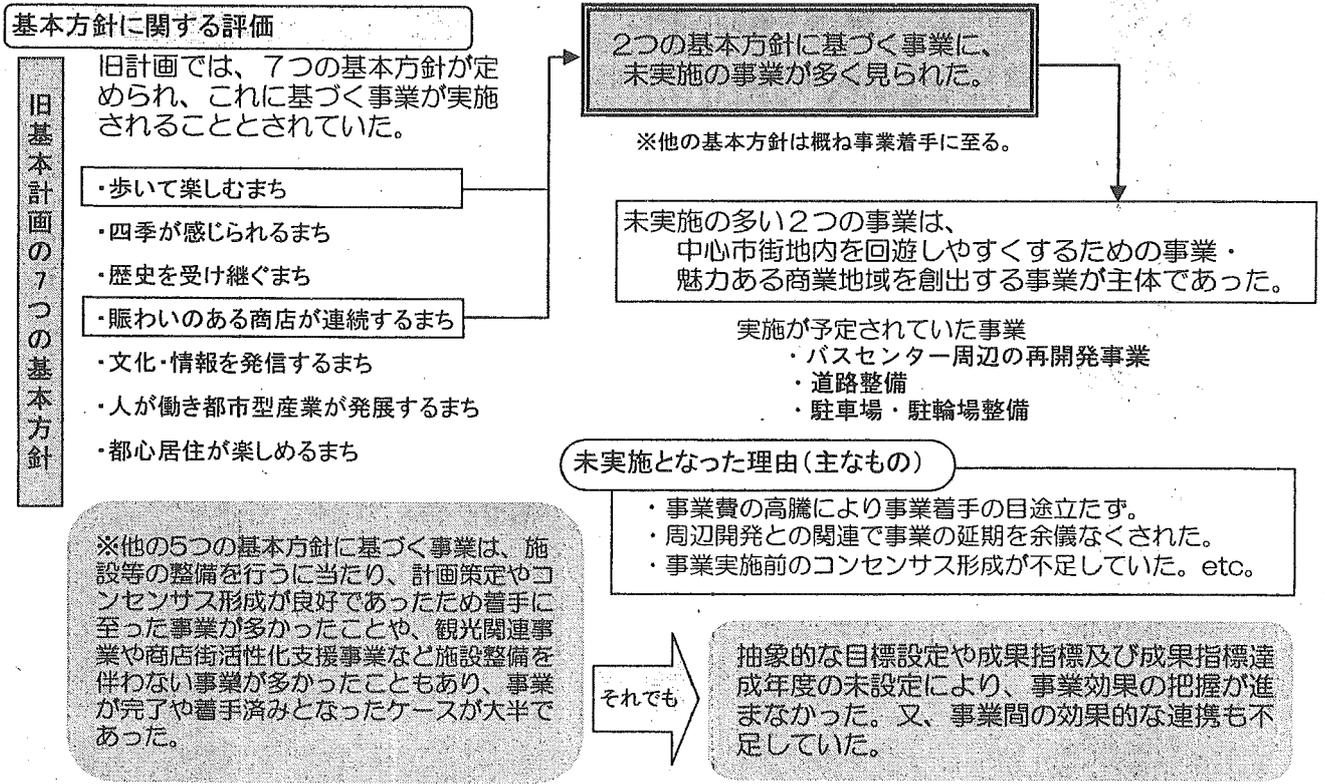
- 世帯主は40・50・60代が多い。世帯構成は単身と二人暮らしが多い。
- 居住歴は浅く、市内からの移り住みが多い。
- 住む動機としては「除雪」や「維持管理」が容易なことを挙げている。
- 楽しく歩けて、治安が良く、幅広く用を足せるまちであるべきと捉えている。
- 魅力ある店舗づくり、駐車場整備、公共交通機関の利便性向上等による訪れやすい中心市街地についての要望が多い。
- 駐車場整備・休憩場所設置・空き店舗解消などについての要望が多い。

III. 旧中心市街地活性化基本計画の評価

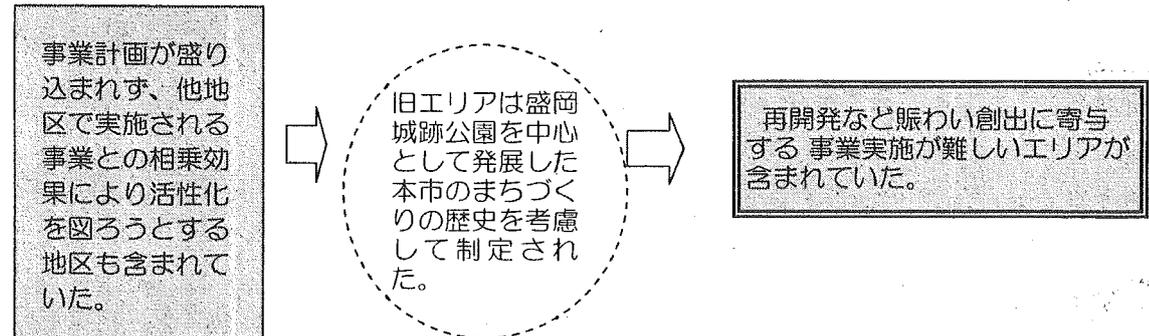
旧中心市街地活性化基本計画策定の経緯



旧中心市街地活性化基本計画の評価



エリア選定に関する評価



旧中心市街地活性化基本計画における全事業の進捗率  約70%

旧中心市街地活性化基本計画事業全体の進捗率（完了及び実施済みの事業）は70%であり、旧計画での実施事業が衰退を防ぐ一定の効果はあった。

しかし、全事業のうち、平成19年3月までに未着手・中止となっている事業は55件程見られた。これら事業が未着手となった理由としては、「コンセンサス形成困難」がもっとも多く15件であり、次いで、「期間内に事業計画が定まらなかった」（15件）ことが挙げられている。

未着手となった事業は、社会経済の変化・低迷による関係者の再開発への意欲の低下などの要因から事業計画を策定すること自体が困難で実現性の低いものが多かった。

このような事業は、その事業を実施するに当たり、市民を巻き込んだ幅広い議論や事業過程における情報提供がなされていたとは言い難いものが多く見られ、事業過程の変化に伴う市民意識の変化、まちづくりへの市民参画の機運の高まりに対し、十分な対応が図られなかった。また、周辺開発の影響を受けて、事業自体の有効性が乏しくなり、見直しを余儀なくされた事業もあった。

このように、事業の進捗においては、様々な状況の変化をうまくとらえきれなかったことが大きく影響したと考えられる。

ア) 市街地の整備改善のための事業

<p><実施した主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡駅地下通路 ・優良建築物等整備事業 （駅前・大通3・東大通） ・中津川沿いの観光空間整備 ・区域内道路整備事業 	 事業 進捗率	<p>約52%</p>	<p><未実施事業></p> <p>商店街における立体駐車場整備等などで、事業主体及び関係者・地権者の同意を得て事業着手にいたることが困難であり、計画が未着手となったものがあった。</p>
---	--	-------------	--

イ) 商業等の活性化のための事業

<p><実施した主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肴町商店街のアーケード改修 ・材木町・大通地区の駐車場整備 ・観光文化交流施設（プラザおでっ）整備 ・インキュベート施設整備 	 事業 進捗率	<p>約81%</p>	<p><未実施事業></p> <p>空き地や空き店舗などを整備して商店街の休息スペースなどに活用するような事業で、関係者の同意を得て事業着手にいたることが困難となり未着手となったものがあった。</p>
--	--	-------------	--

ウ) 交通や観光関連などのその他の事業

<p><実施した主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オムニバスタウン事業の推進 ・盛岡てがみ館整備事業 	 事業 進捗率	<p>約83%</p>	<p><未実施事業></p> <p>優良賃貸住宅供給に関する事業などで、賃貸住宅の需要が低かったことや、民間のマンション建設などが活発であったことなどから、未着手となったものがあった。</p>
---	--	-------------	--

評価の総括

旧計画が事業の無いエリアを含んでいたこと、実現性の低い事業が盛り込まれていたこと、活性化を図る指標として具体的数値目標が設定されていなかったこと、事業効果について検証及びそれに基づく対応策が実施されていなかったこと、さらには中心市街地を活性化するにあたって、多くが行政主導であり、市民を巻き込んだ、市民と協働の推進が図られにくかったこと、これらを考慮すれば、旧中心市街地活性化基本計画は、区域設定したエリアに対し、一定の効果はあったものの、活性化に大きく貢献したとみなすのは、難しいと考える。

新たに作成する中心市街地活性化基本計画においては、中心市街地を本市の中心区域として捉え、都市基盤整備や商業・観光振興について、市民の十分な理解と協働を得ながら、確実に遂行できる事業を盛り込むことが必要と考えられる。

IV. 中心市街地の課題

○ 中心市街地の状況・市民意見・旧計画の評価のまとめ

人口	産業	交通	観光	都市機能	市民意見	旧計画の評価
<p>中心市街地の人口は増加傾向にある。増加する人口に適切に対応し、中心市街地に居住している者が住み続けられるよう生活の利便性を向上させる施策を着実に実施する必要がある。単身世帯の増加や高齢化の進展に伴う地域のコミュニティや防犯対策等への支援も必要である。</p>	<p>中心市街地は、小売業における商店数や従業員数、年間販売額や売り場面積などで本市全域におけるシェアを低下させている。また、空き店舗の増加や郊外における売り場面積3万㎡を超える大規模小売店舗の出店の影響なども大きく受けている。本市経済のけん引役としての地位が低下している。</p>	<p>中心市街地は歩行者・自転車通行量が減少しているため、歩いて楽しむ、安全に通行できる快適な都市空間を整備する必要がある。また、バス利用者の利便性向上を図るため、ターミナル機能強化のための施設整備を進める必要がある。</p>	<p>滞在型から通過型観光地への移行が見られる。観光客の滞留時間が少なくなっており、滞在型観光の利便性を高める必要がある。</p>	<p>エリア内には公共施設や集客施設、医療施設、都市公園や下水道施設などの社会資本整備もすすんでいるが、歩道や融雪装置の未整備区間も多く、高齢者などが歩きやすくなりやすいため、整備をさらにすすめる必要がある。</p>	<p>中心市街地に魅力を感じている人は17%に留まっている。歩いて楽しめるまちづくりや高齢者・障害者が安全・安心に歩けるまちづくりの要望が高い。また、魅力ある店舗や商店街づくり、気軽に訪れやすい休憩スペースの提供、駐車場の整備、景観に配慮したまちづくりを求めている。</p>	<p>進捗した事業は70%であり旧計画での実施事業が衰退を防ぐ一定の効果があった。しかし、周辺環境の変化やコンセンサス不足などから、事業が進捗せず未実施のままの事業もみられた。また、抽象的な目標設定や成果指標及び成果指標達成年度の未設定により、効果の把握が進まなかった。</p>

魅力的な商業施設を整備して地域の集客力向上を図るとともに、少子高齢社会を見据えて、個店や商店街が多様な顧客ニーズを的確に捉えて魅力向上に取り組む必要がある。

また、事業実施に向けての事業主体や商工団体、商店街、関係者などのコンセンサス形成や、事業効果を上げるための市民との協働を含めた事業実施体制づくりを構築する必要がある。

(1) 商店街や個店の魅力向上

大規模な平面駐車場や老朽化した施設など、街の連続性を欠く要因となっている土地や建物の再整備事業を推進して、良好な景観の創出や中心市街地の賑わいの核づくりを図る必要がある。

また、核として整備する商業施設と商店街などが連携した取り組みを行う必要がある。

(2) 街の賑わいの連続性

市民や来街者の吸引力向上のために、誰もが気軽に中心市街地を訪れることができるための集客イベントや休憩できる場所等を整備するなど、街の賑わいを創出する必要がある。

(3) 市民や来街者の吸引力向上

市民や来街者の歩行・通行環境を整備して、積雪時などを含む通行者の安全確保を図る必要がある。

また、中心市街地内の自動車走行を円滑なものとするため、幹線道路の整備による歩行者・自転車相互の安全性確保を図る必要がある。

(4) 安全で円滑な交通確保

中心市街地における渋滞解消や公共交通機関の一層の利用推進を図るため、バリアフリーに対応したバスの整備や、鉄道とバスの相互乗り換えに対応した運行など、一層の利便性向上を図る必要がある。

(5) 便利で利用しやすい公共交通の利用促進

市民や観光客が歩いて楽しめるまちとするために、自然や歴史・文化を活かした「まちの顔」としての特色をアピールしていく必要がある。

(6) 自然や歴史的の魅力のアピール

V. 中心市街地活性化の基本方針

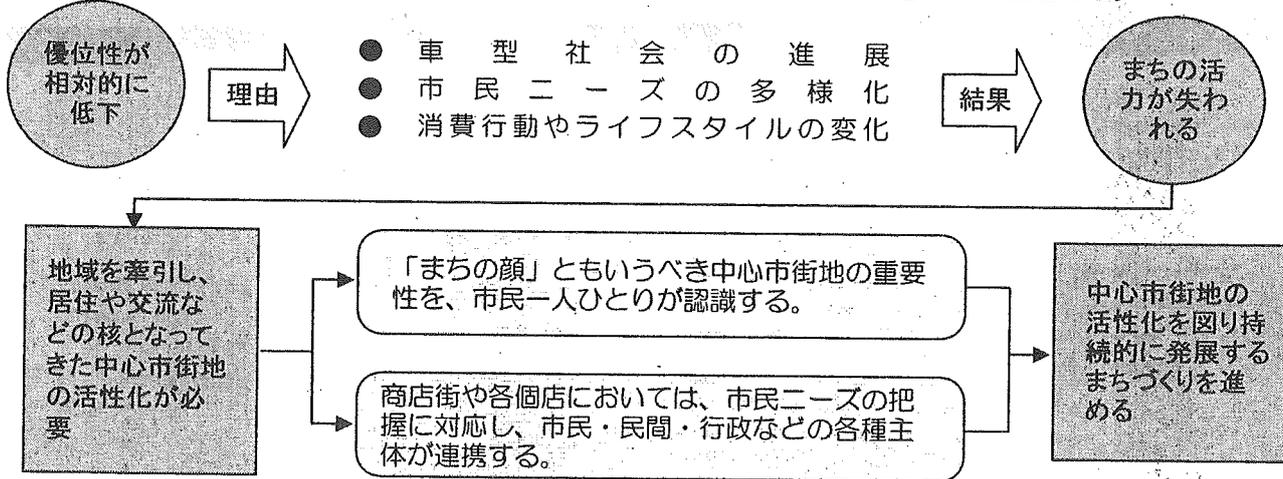
触れる・感じる・楽しむ 元気なまち『もりおか』

○ 中心市街地活性化についての考え方

中心市街地とは、地域を牽引する役割を負うとともに、都市の個性を内外に発信し、「まちの顔」としての役割を果たす機能を多数有する地域である。

しかし現在の中心市街地を取り巻く環境は「車型社会の進展」や「市民ニーズの多様化」、「消費行動やライフスタイルの変化」などにより大きく変わりつつあり、中心市街地の優位性が相対的に低下してきている。

このため、中心市街地を活性化させることで、衰退傾向に一定の歯止めをかけ、中心市街地が盛岡の「まちの顔」としての機能を一層強化させて、今後も持続的に発展するまちづくりを進める。

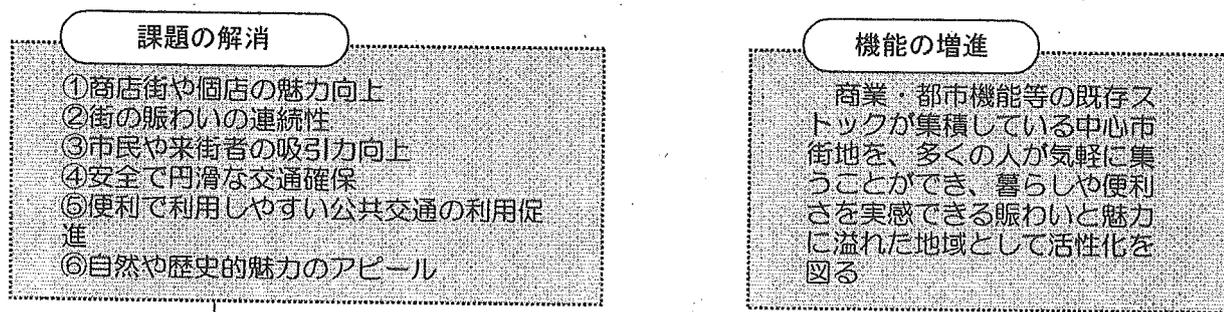


○ 盛岡市における中心市街地活性化の意義

盛岡市の中心市街地は、県都盛岡の中核として、地域の持続的な発展のけん引役を強く期待されている地区であり、早急に商業活性化策や観光・歴史・文化の振興策及びコンパクトで利便性が高い都市機能整備策の実施が求められている。

また、商業・都市機能等の既存ストックが集積している中心市街地を、多くの人が気軽に集うことができ、暮らしや便利さを実感できる賑わいと魅力に溢れた地域として活性化を図ることにより、少子高齢社会の進展に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりが可能となる。

以上のことから、総合計画のまちづくりの考え方を基本とし、中心市街地を活性化するためには、交流人口の増加を図り、居住人口も含めてその回遊性を高めていくことが重要である。



総合計画等のまちづくりの考え方を基本とし、中心市街地を活性化するため、**交流人口の増加を図り、居住人口も含めその回遊性を高めていくことが重要**

以上を踏まえ、3つの基本方針を立て、中心市街地の活性化に取り組む。

○ 基本方針1 商店街の賑わいや魅力を楽しむ中心市街地の形成

中心市街地における各商店街・個店の魅力向上を図るとともに、空き店舗や平面駐車場などの低利用地における商業施設等の整備や、買い手と売り手の顔が見える「おもてなしの商業」などにより、居住者や来街者が商店街を訪れるための動機付けを強め、街の賑わいを楽しめる魅力あふれる中心市街地の形成を目指す。

○ 基本方針2 暮らしや便利さを感じる中心市街地の形成

人口減少・少子高齢社会の進展や雪国ならではの特性を踏まえ、既存ストックの有効活用を図りつつ、多様な都市機能や公共交通を整備して、住む人や訪れる人が便利さを感じ、活発な交流を生むことのできる中心市街地の形成を目指す。

○ 基本方針3 盛岡の歴史や文化に触れる中心市街地の形成

全国一律的ではない盛岡ならではの情報を様々な手法により発信し、自然や風土、お祭り、イベント、市（いち）等を通して、多くの人々が本市の中心市街地を訪れたいくなるような、そしてリピーターとなるような中心市街地の形成を目指す。

以上の基本方針に基づき、2目標を掲げ、各種事業を実施し、今後5年間で中心市街地の活性化を目指す。



中心市街地活性化に係る2つの目標

◎賑わいあふれる中心市街地

◎訪れたいくなる中心市街地

VI. 中心市街地の位置及び区域

(1) 区域についての基本的な考え方

北東北の交通の要所となっている盛岡駅をはじめ、盛岡城跡公園、盛岡バスセンターと繋がるエリアを中心にして、交流人口を増加させるため、中心市街地の魅力向上を図る。

そのため、歴史が作り上げた独自の文化・資産が至るところに残る旧計画中心市街地区域をもとに、さらに今後5年間において活性化を図る地域を絞り、重点的に事業実施を行なうこととする。

(2) 計画区域の考え方

・計画の指針による第1号～3号要件を満たすこと。

1号要件を満たす理由

- 小売商業(飲食店除く)が集積していること。
- 民営事業所・従業者が集積していること。
- 行政・文化的施設などの公共施設が立地していること。
- 岩手県最大の商圈を抱える都市であること。
- 広い通勤圏を持つ都市であること。
- 都心居住。
- 可住地面積に占める区域の割合は小さい。

2号要件を満たす理由

- 小売業(飲食店除く)の店舗数、従業員数販売額は減少し、集積が低下している。
- 空き店舗の増加が見られる。
- 中心市街地の事業所数、従業者は減少し、集積が低下している。
- 中心市街地の歩行者通行量は減少し、人の集積が低下している。

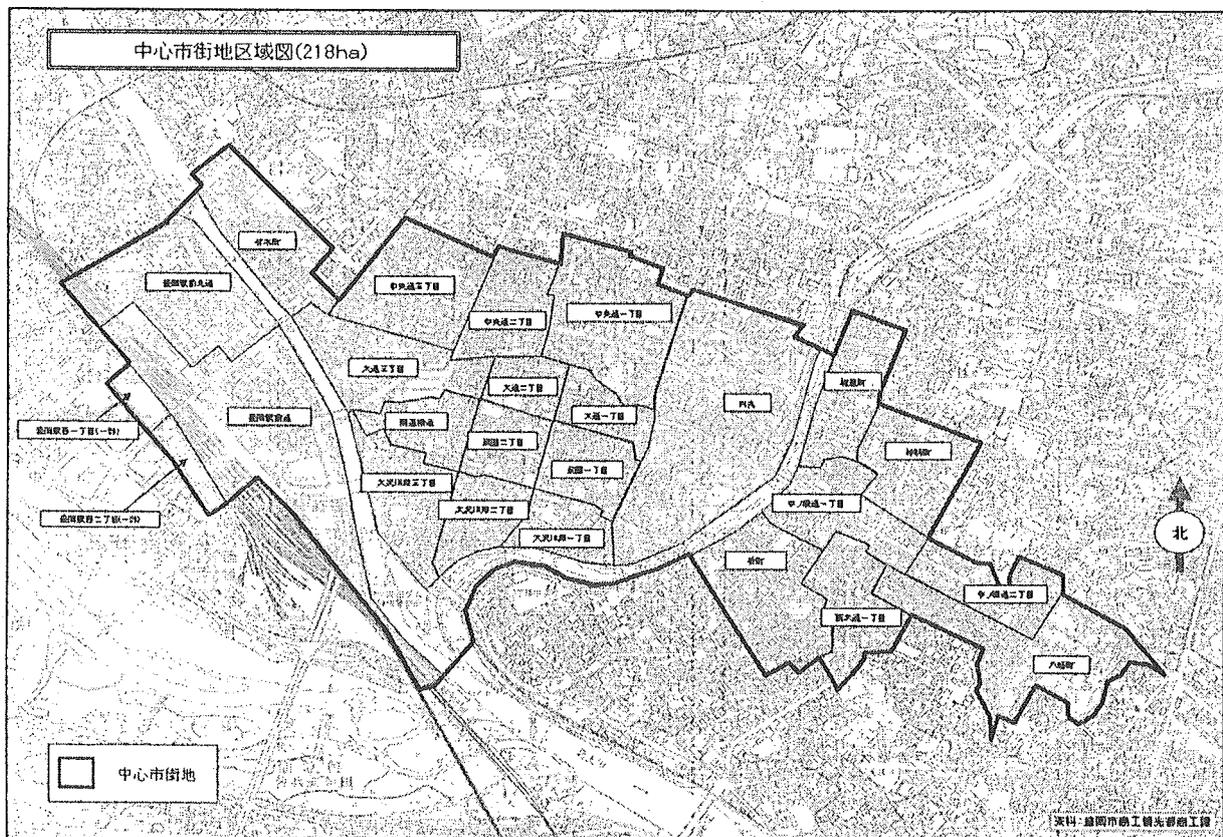
3号要件を満たす理由

- 上位計画との整合性
上記地区を中心市街地に設定することは、次に掲げる各計画に整合している。
- 盛岡市総合計画
- 盛岡市地域再生計画
- 盛岡市都市計画マスタープラン
- 中心市街地活性化に起因する市及び周辺地域への波及効果は大きい。

(3) 具体的な地区及び面積

<具体的な地区と面積>

盛岡駅、盛岡城跡公園、盛岡バスセンターを結ぶ範囲を中軸とし、都市福利施設が集約し、都心居住(マンション等)機能や観光機能を有し、都心循環バスのルートが入ったエリアとする。約218ha

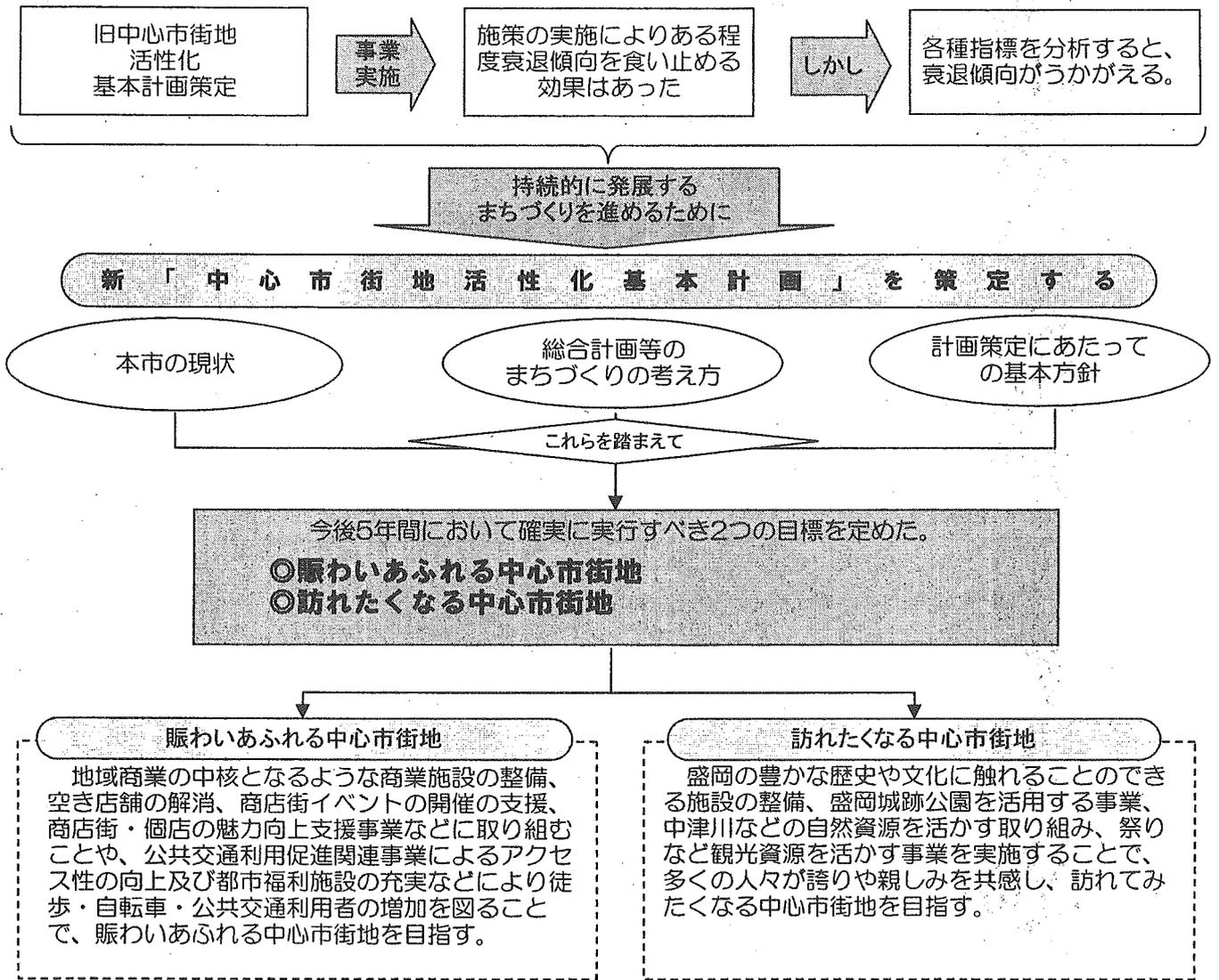


<区域設定により期待される効果>

観光客、盛岡駅周辺の居住者及び盛南エリアからの来街者が、盛岡駅周辺地区から、大通・盛岡城跡公園および盛岡バスセンター方面に、また、宮古方面や矢巾などからの来街者等を大通・盛岡城跡公園、盛岡駅方面へと相互に回遊すること、さらには計画区域内の居住者や市郊外からの来街者の回遊性を高める上で、活性化が期待される。

VII. 中心市街地活性化の目標

○ 中心市街地活性化の目標設定の考え方



○ 数値目標

2つの目標の達成状況について、下記の3つの項目の数値により検証する。

<3つの数値目標一覧表>

目標	現況数値	目標数値
中心市街地の小売年間販売額（億円）	816.59	869.39
中心市街地歩行者・自転車通行量（人／日）	50,260	51,000
盛岡市街の観光客入込数（万人／年）	365	372

◎「賑わいあふれる中心市街地」の指標の考え方。

「賑わいあふれる中心市街地」の指標として、商店数、小売年間販売額、空き店舗数、都心循環バスの利用者数、歩行者・自転車通行量などが考えられる。

小売年間販売額については、中心市街地全体の販売額を確認できることから、市民にも理解されやすい指標であり、商業統計調査、経済センサス、市独自のフォローアップ調査などにより定期的に把握できる指標である。

また、歩行者・自転車通行量については、中心市街地の賑わいや回遊性の向上などを測定できる指標であり、これまでも盛岡まちづくり係が定期的に調査をしていることから、今後も定期的なフォローアップが可能であり市民にも理解されやすい指標である。

- ・中心市街地の小売年間販売額
- ・中心市街地の歩行者・自転車通行量

◎「訪れたいくなる中心市街地」の指標の考え方。

「訪れたいくなる中心市街地」の指標として、観光客入込数、観光客宿泊者数、観光文化施設入館者数などが考えられる。

本市では、日帰り観光客数及び宿泊観光客数を調査していることから、定期的なフォローアップが可能であり、日帰り観光客数及び宿泊観光客数を合算した観光客入込み数は市民に理解されやすい指標である。



・盛岡市街の観光客入込数

○ 数値目標の設定手順

目標年次(平成24年度)の数値目標は、下記の①(想定値)に、②と③を積み上げたもの(目標値)とする。

① これまでの傾向が続いた場合

今後、中心市街地活性化対策を行わず、このままの傾向が続いたとしても、限りなくゼロに近づくことや無限に増加することは考えられないことから、年次とともに、増加(減少)率が収縮していく回帰分析の自然対数式を採用し数値を推定している。

なお、グラフ上は、実数調査年以降につき、想定値を表示するものとする。

② 中心市街地活性化基本計画に基づく事業実施により影響が現れた場合

本計画に掲載された事業実施により、中心市街地活性化に寄与すると想定される数値を推定する。

③ その他特殊な要因

本計画とは関係のない理由により、数値目標に影響を与える数値を推定する。

○ 計画期間の考え方

本基本計画期間は、平成20年 月から平成25年3月までとする。

VIII. 中心市街地活性化のための事業

1 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業

○ 市街地整備改善に関する現状分析

- ・中心市街地内では一方通行路や狭隘な道路が散見し、円滑な交通を阻害している。
- ・交通量の多い大通・菜園地区を囲む4車線道路の整備が進んでいない。
- ・バスや自動車での円滑なアクセスのための整備や歩行者・自転車を優先した交通環境の構築が十分に図られていない。
- ・中心市街地区域内の駐車場は、狭隘な道路に接した小規模の平面駐車場が多い。
- ・公園及び下水道整備については、早急に整備すべき必要性が低い。
- ・盛岡は積雪寒冷地であり、特に中心市街地の幹線道路の歩道において、積雪・凍結により高齢者等の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼす可能性がある。

○ 市街地整備改善の必要性

- ・魅力ある中心市街地創出のためには、活力ある経済活動の新たな基盤となる市街地の再生・再構築の促進を図る必要がある。
- ・城下町の特徴を活かしたうえで、交通の円滑化・バス利用の促進・4車線化による防災機能の向上により、中心市街地内の都心環状道路や幹線道路の整備を推進することが必要。
- ・駐車場については、民間開発との調整を図りつつ、整備する必要がある。
- ・都市計画道路など、それぞれの道路整備と同時に、自転車の走行空間及び駐輪空間の確保、歩道の消雪・融雪対策を行う必要がある。

○ 具体的事業

● (1)法に定める特別の措置に関連する事業

なし

● (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

- 盛岡駅東西自由通路整備事業(高次都市施設)
- 市道岩手公園開運橋線整備事業

● (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

- (都計道)盛岡駅南大橋線(大沢川原)整備事業
- (都計道)明治橋大沢川原線(大通)整備事業
- (都計道)盛岡駅長田町線整備事業
- 中ノ橋通一丁目八幡町線道路整備事業

● (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

なし

● (4)国の支援がないその他の事業

- 大通三丁目地区再開発ビル建設事業
- 肴町4番地区再開発事業
- バスセンター周辺地区再整備事業(複合交通センター)
- 市税の減免制度
- 自転車利用促進事業

2 都市福利施設を整備する事業

○ 都市福利施設の現状

- ・教育文化施設については、市中心部に図書館や多くの学校が設置されている。
- ・博物館施設については、市内に立地する博物館施設（類似施設含む）18施設のうち、中心市街地に立地している施設は3施設のみであり、施設入館者による交流人口の不足は、中心市街地衰退の一因と考えられる。
- ・医療施設のうち、岩手医科大学付属病のほか、多くの個人病院が立地している。また、平成20年4月の中核市移行に伴い、従来の保健センター機能を強化した保健所を設置している。
- ・社会福祉施設は盛岡市全域に立地しているが、中心市街地区域内にもいくつかの施設が立地している。
- ・社会福祉施設における新たな動きとして、高齢化に伴う住み替え需要に対応した介護福祉関連施設併設型高齢者向けマンションが、民間開発により中心市街地に整備されている。
- ・次世代育成支援のために、大通地区に「盛岡市つどいの広場」が開設されており、子育て中の親子が気軽につどい、仲間づくりや交流の場として利用している。

○ 都市福利施設整備の必要性

- ・教育文化施設のうち、新たな学校・図書館を中心市街地に設置する必要性は低い。
- ・未利用地である旧県立図書館跡地を「盛岡市歴史文化施設」として整備し、中心市街地の憩いと賑わい創出につなげる必要がある。
- ・医療施設及び社会福祉施設整備については、早急に中心市街地に施設を整備する予定はないが、施設運営のノウハウを有するNPOなどの民間との協働により、中心市街地内居住者等に質の高いサービス提供実施を図る必要がある。
- ・バスセンター整備による公共交通機関の施設機能充実により、中心市街地内来街者の増加及び回遊性を高め、教育文化・医療・社会福祉施設への回遊性を高める必要がある。

○ 具体的事業

● (1)法に定める特別の措置に関連する事業

なし

● (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

- 歴史文化施設整備事業
- バスセンター周辺地区再整備事業(都市機能導入施設)

● (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

なし

● (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

- 盛岡城跡保存整備事業(修理)
- 盛岡城跡保存整備事業(計画策定)
- つどいの広場管理運営事業
- 地域包括支援センター運営事業

● (4)国の支援がないその他の事業

- バスセンター周辺地区再整備事業(複合交通センター整備事業)(再掲)
- 市税の減免制度(再掲)

3 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等

○ まちなか居住の推進の現状

- ・ 中心市街地では、活発な民間マンションの建設により人口及び世帯が増化している。
- ・ 肴町には、医療・介護など高齢者福祉関連施設と高齢者マンションの複合施設が建設されるなど、少子高齢時代に即応した民間開発の動きも活発化している。

○ まちなか居住推進の必要性

- ・ 少子高齢社会の進展や行政の投資効率の向上の観点から、コンパクトに機能が集約した中心市街地へのまちなか居住の推進の必要性は高い。
- ・ 良好な市街地住宅の供給等に資する民間開発事業を一層支援し、中心市街地の活性化に資する居住人口の増加を図ることが必要である。
- ・ 本市における公営住宅整備については、現在地での建替えや住居改善事業を重点的に実施しており、現在のところ、低所得者に対して市内他地域と比較して高家賃となることが想定されたことから、中心市街地に新たな公営住宅を設置する計画は見込んでいない。

○ 具体的事業

● (1)法に定める特別の措置に関連する事業

なし

● (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

■バスセンター周辺地区再整備事業（都市機能導入施設）（再掲）

● (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

なし

● (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

■地域包括支援センター運営事業（再掲）

● (4)国の支援がないその他の事業

- 中ノ橋通一丁目プロジェクト
- 肴町4番地区再開発事業（再掲）

4 中小小売商業高度化事業、特定商業施設整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置

○ 商業の活性化の現状分析

- ・ 中心市街地においては商業統計調査による商店数、商品販売額とも減少傾向にあり、特に平成16年調査時には14年比で、商店数8%、商品販売額で18%の減少など大きな落ち込みが見られた。空き店舗においても年々増加傾向にあり、特に17年度は前年比19.5%増加となり、以降大幅な増加が続いている。
- ・ 中心市街地においては、ダイエー盛岡店の撤退で衰退が加速する懸念があったが、跡地にMOSSビルが建設され、新たな大通地区内の核店舗が出来た。
- ・ 市の郊外に大型店がオープンしている。
- ・ 観光面においては、さんさ踊りやチャグチャグ馬コなど伝統行事を中心とするイベントの開催などで振興を図っており、観光客は増加しているものの、滞在型の観光客は減少している。

○ 商業の活性化の必要性

- ・ 事業者・商店街組合・商工団体・行政・市民が連携し、「映画館通り」に代表される映画文化などの地域資源の活用やハンギングバスケット設置により、商店街の魅力を向上させることが必要である。
- ・ 商店街を新たなコミュニティの場と位置づけ、人間関係という付加価値がついた『おもてなしの商業』など新たな発想で各種事業を実施する必要がある。
- ・ 空き店舗の活用や個店の魅力向上、高齢時代に対応した商店街の環境整備を図ると共に、商店街と中心市街地内大型店との補完し合う関係の構築を目指す必要がある。
- ・ 大規模小売店舗立地法の特例措置を活用して、中心市街地内の大型低利用地の解消策も必要である。
- ・ 住民や来街者の視点に立ち、商店街の情報発信に努め、一層の集客を図ることが必要である。
- ・ 歴史的建造物や古い街並みなどの既存の都市ストックを活用し、一層の観光客誘致事業に取り組む必要がある。

○ 具体的事業

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

- 大規模小売店舗立地法特例区域の設定の要請

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

- 「映画の街盛岡」推進事業
- 映画祭開催事業

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

- 商店街研修事業

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

なし

(4) 国の支援がないその他の事業

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| ■ 中ノ橋一丁目プロジェクト（再掲） | ■ 盛岡小さな博物館整備事業 |
| ■ バスセンター周辺地区再整備事業（戦略補助） | ■ 盛岡おもてなし度UP事業 |
| ■ 商店街イベント事業 | ■ 歴史的街並み保存活用事業（紺屋町界限） |
| ■ 商店街活性化支援事業 | ■ 盛岡ブランドおもてなしプラザ事業 |
| ■ 盛岡スクエア事業 | ■ 盛岡城跡公園ライトアップ事業 |
| ■ 大通三丁目地区再開発ビル建設事業（再掲） | ■ 中津川の橋洗い |
| ■ お城を中心としたまちづくり事業 | ■ 地域通貨「かじか」の発行 |
| ■ フラワーバスケット事業 | ■ きらら化粧室 |
| ■ 空き店舗活用促進事業 | ■ きれいにし隊プロジェクト |
| ■ 個店魅力アップ・空き店舗活用支援事業 | ■ もりおか中津川めぐみ感謝祭「どんと晴れ中津川」 |
| ■ 商店街リフレッシュ事業（チャレンジショップ） | ■ 盛岡城跡公園の池清掃 |
| ■ 商店街リフレッシュ事業（ベンチ等のストリートファニチャ） | ■ ごさ九等落書き一掃 |
| ■ 商店街情報発信事業 | ■ 盛岡城いしがき文化祭 |
| ■ 商店街交通機関利用促進事業 | ■ いしがきミュージックフェスティバル |
| ■ 盛岡ブランド推進計画の実施 | ■ もりおか城・石垣あかりの市 |
| ■ 盛岡もの識り検定 | ■ 馬車運行 |
| ■ 夏祭り（盛岡さんさ踊り）の開催 | ■ つどいの広場「なつまつり」 |
| ■ 冬季観光イベントの実施 | ■ 市（いち）の開催 |

5 1から4までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

● 公共交通機関の利便性の増進

○ 公共交通機関の現状

- ・幹線道路や主要な交差点などにおいて交通渋滞が発生している。
- ・公共交通機関の利用促進のため、オムニバスタウン事業などを実施し、バスの利用促進に努めている。
- ・公共交通機関による中心市街地への誘導については、新駅の設置やバスと鉄道の乗りつぎ利便性向上対策などを試みているが、利用者数は横ばい状態である。

○ 公共交通機関の利便性増進の必要性

- ・公共交通を「中心市街地の活性化を促す重要な交通手段」として位置づけ、公共交通の利便性増進に向けた事業の展開が必要である。
- ・交通拠点施設の整備については、盛岡バスセンター周辺地区を一体的に整備し、ターミナル機能の強化を図り、中心市街地を含めた市域全体の交通処理の円滑化が必要である。

● 特定事業

○ 特定事業推進の現状

- ・都市型新事業の立地促進施設整備事業については、平成14年度に、「盛岡市産業支援センター」を設置し、情報サービスやデザイン業などの新規創業者等に向けた支援を行なっている。
- ・中心市街地食品流通円滑化事業については、現在、中心市街地に立地する概ね半径500m圏内を商圏とする生鮮食品を扱う店舗は、10数店舗あり、近隣の同規模の店舗や小規模の店舗等の立地状況を勘案すれば、ほぼ中心市街地を網羅しており、新たに食品商業集積施設を整備する必要性は少ない。
- ・乗合バスの利用者の利便増進のための事業については、中心市街地では都心循環バスをはじめとしてある程度の運行本数を確保している。
- ・貨物運送効率化事業については、現在独自に集配施設を整備し対応している業者もある。

○ 特定事業の推進の必要性

- ・都市型新事業の実施企業等の立地促進施設整備事業については、既存施設の運用の適宜見直しなどで対応する。
- ・中心市街地食品流通円滑化事業については、新たに食品商業集積施設を整備する必要性は少ない。
- ・乗合バスの利用者の利便増進のための事業については、鉄道とバスとの乗りつぎ促進などの対策を講じながら、公共交通のネットワークを確立し、利用促進を図ることが必要。
- ・貨物運送効率化事業については、商店街や運輸事業者、警察等の関係機関との調整や、用地や経費などの問題も含め、コンセンサスを形成することが必要であり、現段階では具体的な事業実施は見込めない状況にある。

○ 具体的事業

● (1)法に定める特別の措置に関連する事業

なし

● (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

■バスセンター周辺地区再整備事業(都市機能導入施設) (再掲)

● (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

■もりおか交通戦略策定事業

● (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

■公共交通移動円滑化設備整備費補助事業
■公共交通活性化総合プログラム
■自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業
■バス専用レーン、PTPS(公共車両優先システム)の設置

● (4)国の支援がないその他の事業

■バスセンター周辺地区再整備事業(複合交通センター整備事業) (再掲)
■都心循環バス運行事業
■時差出勤等実証実験
■お城を中心としたまちづくり事業(再掲)
■遊休不動産を活用した家守事業

中心市街地活性化基本計画に基づき実施する事業

目 標		事 業 名
賑わいあふれる中心市街地	訪れたい中心市街地	
○		1 ■ 盛岡駅東西自由通路整備事業(高次都市施設)
○		2 ■ バスセンター周辺地区再整備事業(複合交通センター)
○		3 ■ バスセンター周辺地区再整備事業(都市機能導入施設)
○		4 ■ バスセンター周辺地区再整備事業(戦略補助)
○		5 ■ 市道岩手公園開運橋線整備事業
○		6 ■ (都計道)盛岡駅南大橋線(大沢川原)整備事業
○		7 ■ (都計道)明治橋大沢川原線(大通)整備事業
○		8 ■ (都計道)盛岡駅長田町線整備事業
○	○	9 ■ 中ノ橋通一丁目八幡町線道路整備事業
○		10 ■ 大通三丁目地区再開発ビル建設事業
○		11 ■ 肴町4番地区再開発事業
○		12 ■ 市税の減免制度
○		13 ■ 自転車利用促進事業
	○	14 ■ 歴史文化施設整備事業(高次都市施設と地域創造支援事業の合築施設)
	○	15 ■ 盛岡城跡保存整備事業(保存整備)
	○	16 ■ 盛岡城跡保存整備事業(保存管理計画策定)
○		17 ■ つどいの広場管理運営事業
○		18 ■ 地域包括支援センター運営事業
○		19 ■ 中ノ橋通一丁目プロジェクト事業
○		20 ■ 大規模小売店舗立地法特別区域の要請
○		21 ■ 商店街イベント事業
○		22 ■ 商店街活性化支援事業
○		23 ■ 盛岡スクエア事業
○	○	24 ■ 「映画の街盛岡」推進事業
○	○	25 ■ 映画祭開催事業
	○	26 ■ お城を中心としたまちづくり事業
○	○	27 ■ フラワーバスケット事業
○		28 ■ 空き店舗活用促進事業
○		29 ■ 個店魅力アップ・空き店舗活用支援事業
○		30 ■ 商店街リフレッシュ事業(チャレンジショップ)
○		31 ■ 商店街リフレッシュ事業(ベンチ等)
○		32 ■ 商店街情報発信事業
○		33 ■ 商店街交通機関利用促進事業
	○	34 ■ 盛岡ブランド推進計画の実施
	○	35 ■ 盛岡もの識り検定
	○	36 ■ 夏祭り(盛岡さんざ踊り)の開催
	○	37 ■ 冬季観光イベントの実施
	○	38 ■ 盛岡小さな博物館整備事業
	○	39 ■ 盛岡おもてなし度UP事業
	○	40 ■ 歴史的街並み保存活用事業(紺屋町界隈)
	○	41 ■ 盛岡ブランドおもてなしプラザ事業
	○	42 ■ 盛岡城跡公園ライトアップ事業
○		43 ■ 商店街研修事業
	○	44 ■ 中津川の橋洗い
	○	45 ■ 地域通貨「かじか」の発行
	○	46 ■ さらら化粧室
	○	47 ■ きれいにし隊プロジェクト
	○	48 ■ もりおか中津川めぐみ感謝祭「どんと晴れ中津川」
	○	49 ■ 盛岡城跡公園の池清掃
	○	50 ■ ござ丸等落書き一掃
	○	51 ■ 盛岡城いしがき文化祭
	○	52 ■ いしがきミュージックフェスティバル
	○	53 ■ もりおか城・石垣あかりの市
	○	54 ■ 馬車運行
○		55 ■ つどいの広場「なつまつり」
○		56 ■ 市(いち)の開催
○		57 ■ 遊休不動産を活用した家守事業
○		58 ■ もりおか交通戦略策定事業
○		59 ■ 公共交通移動円滑化設備整備補助事業
○		60 ■ 公共交通活性化総合プログラム
○		61 ■ 自動車運送業の安全・円滑化等総合対策事業
○		62 ■ バス専用レーン、PTPS(公共交通優先システム)の設置
○		63 ■ 都心循環バス運行事業
○		64 ■ 時差出勤等実証実験

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

- 中心市街地
- 特定区域を対象とする実施事業
- 都心循環バス(でんでんむし)運行ルート

中心市街地とその周辺の公共公益施設位置図

- 中心市街地
- 公共公益施設

中心市街地大規模小売店舗位置図

- 中心市街地
- 店舗面積 10,000㎡以上の大型店
- 店舗面積 1,000㎡以上 10,000㎡未満の大型店

【区域全域を対象とする実施事業】

- ・市税の減免制度
- ・大規模小売店舗立地法特例区域の要請
- ・フラワーバスケット事業
- ・空き店舗活用促進事業
- ・個店魅力アップ・空き店舗活用支援事業
- ・商店街リフレッシュ事業(チャレンジショップ)
- ・商店街リフレッシュ事業(ベンチ等)
- ・商店街イベント事業
- ・商店街情報発信事業
- ・商店街交通機関利用促進事業
- ・もりおか交通戦略策定事業
- ・商店街活性化支援事業
- ・盛岡スクエア事業
- ・盛岡小さな博物館整備事業
- ・盛岡おもてなし度UP事業
- ・自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業
- ・公共交通移動円滑化設備整備費補助事業
- ・公共交通活性化総合プログラム
- ・時差出勤等実証実験
- ・バス専用レーン、PTPS(公共交通優先システム)の設置
- ・自転車利用促進事業
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・盛岡ブランド推進計画の実施
- ・盛岡もの織り検定
- ・きらら化粧品
- ・きれいにし隊プロジェクト
- ・ござ九等落書き一掃
- ・馬車運行
- ・商店街研修事業
- ・遊休不動産を活用した家守事業

- #### 盛岡城跡公園での事業
- ・お城を中心としたまちづくり事業
 - ・盛岡城跡保存整備事業
 - ・盛岡城跡公園ライトアップ事業
 - ・盛岡城跡公園の池清掃
 - ・盛岡城いしがき文化祭
 - ・いしがきミュージックフェスティバル
 - ・もりおか城・石垣あかりの市

- #### 歴史的街並み保存活用事業(紺屋町界隈)
- ・市(いち)(紺屋町アンティーク市)

- #### 中津川での事業
- ・冬季観光イベントの実施
 - ・地域通貨「かじか」の発行
 - ・もりおか中津川めぐみ感謝祭「どんと晴れ中津川」
 - ・中津川の橋洗い

- 肴町4番地区再開発事業
- 中ノ橋通一丁目プロジェクト事業

- 中ノ橋通一丁目八幡町線道路整備事業

- バスセンター周辺地区再整備事業
- 市(いち)(アレヴェール花の市)

- 盛岡ブランドおもてなしプラザ事業

※複数の補助金が入っている事業は一つにまとめて表示しています。



【特定区域を対象とする実施事業】

- 市(いち)(盛岡駅前北通り北の民謡市場)
- 市(いち)(材木町よ市)
- 盛岡駅東西自由通路整備事業
- (都計道)盛岡駅長田町線整備事業
- 大通三丁目地区再開発ビル建設事業
- (都計道)明治橋大沢川原線(大通)整備事業
- 夏祭り(盛岡さんさ踊り)の開催
- (都計道)盛岡駅南大橋線(大沢川原)整備事業
- 映画祭開催事業
- 「映画の街盛岡」推進事業
- つどいの広場管理運営事業
- つどいの広場「なつまつり」